

一般社団法人日本コミュニティ放送協会(JCBA)

入会のご案内(賛助会員)

地域の活性化等に寄与することを目的として、1992年1月に制度化されたコミュニティ放送は、2011年6月に放送法の改正により特定地上基幹放送として位置づけられ、47都道府県で約341社運営されています。(2024年7月10日現在)

行政、観光、交通等、地域に関するきめ細やかな情報を提供する地域密着型メディアとしてだけでなく、地域の「安全・安心」を担う防災、減災・災害時に欠かせない社会的インフラとして高い評価を受けています。

コミュニティ放送事業者の形態は純民間・第3セクター・NPO法人等様々であり、多くが小規模で経営基盤も万全ではなく様々な問題を抱えています。

これらの現状を踏まえ、JCBAは、コミュニティ放送の普及発展とコミュニティ放送事業者が抱える共通問題解決の促進をもって地域振興と公共福祉の増進に寄与することを目的に活動しています。

■ 賛助会員について

<資格>

当協会の主旨に賛同する法人、又は団体

<入会金/会費>

入会金：5万円 / 年会費：6万円(月会費5千円)

※詳細は、JCBA定款および各細則をご確認ください。

JCBA定款掲載先：<https://www.jcba.jp/jcba/index.html>

■ 入会手続きについて

ご希望の場合は、事務局へ以下の入会申込書類を送付し、理事会の承認を受けることとなります。

<入会申込書類>

- ・ 賛助会員入会申込書

必要事項をご記入、ご捺印(代表印[本店所在地の地方法務局に届出している会社の実印])
ください。

- ・ 法人もしくは団体概要

※ご入会の動機、ご紹介者様をあわせてお知らせいただければ幸いに存じます。

<ご入会の流れ>

- 1) 入会申込書を受領後、確認のご連絡をさせていただき、理事会にて入会を審議させていただきます。
- 2) 理事会で入会承認後、入会承認通知書、入会金及び会費請求書(入会承認月～年度末終了月迄)をお送りします。以後は、毎年4月に年会費をご請求申し上げます。

お問い合わせ・お申込み
一般社団法人 日本コミュニティ放送協会 事務局
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-2-3 菊島ビル 4F
TEL03-5776-4657 FAX03-5776-4658